資料５

川島町かわみんタクシー運行事業実施要綱

（趣旨）

第１条　この告示は、川島町が実施する川島町かわみんタクシー運行事業について定めるものとする。

（定義）

第２条　この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 事業者　一般乗用旅客自動車運送事業者（福祉輸送事業限定事業者を除く。）のうち、川島町と協定を締結したものをいう。

(2) かわみんタクシー　事業者が事前の予約等に応じて、川島町があらかじめ定めた区域及び乗降場所を有償により運送するタクシーをいう。

（利用対象者）

第３条　かわみんタクシーを利用できる者は、次のとおりとする。ただし、同乗する者については、この限りでない。

(1) 町内に住所を有し、当該年度に１６歳に達する以上の者

(2) 東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律（平成２３年法律第９８号）第６条第２項に規定する避難住民であって、当該年度に１６歳に達する以上の者

（運行区域及び乗降場所）

第４条　かわみんタクシーの運行区域及び乗降場所は、町内全域及び別表１に定める町外病院とする。

（運行車両）

第５条　かわみんタクシーの運行時間は、午前８時から午後６時までとする。ただし、午後６時までに配車した車両は、配車が終了するまで運行することができる。

（運休日）

第６条　かわみんタクシーの運休日は、次に掲げる日とする。ただし、町長が特別の事由があると認めるときは、臨時に運行することができる。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日

(3) １２月２９日から翌年の１月３日までの日（前号に掲げる日を除く。）

（登録申請等）

第７条　かわみんタクシーを利用しようとする者は、あらかじめ川島町かわみんタクシー利用者登録申請書（様式第１号）を町長に提出しなければならない。ただし、川島町かわみんタクシーテスト運行利用登録者証の交付を受けている者はこの限りでない。

２　前項に規定する申請があった場合は、当該申請の内容を審査し、利用が適当と認めるときは、かわみんタクシー登録者証（様式第２号。以下「一般登録者証」という。）を交付するとともに、登録内容等を事業者に通知するものとする。

３　前項の規定により利用が適当と認められた者で、当該年度に７５歳に達している~~者~~ものには、かわみんタクシー７５歳以上登録者証（様式第３号。以下「７５歳以上登録者証」という。）を交付する。

（登録内容の変更）

第８条　一般登録者証及び７５歳以上登録者証の交付を受けた者（以下「利用者」という。）が登録内容を変更しようとするときは前条の規定を準用する。ただし、一般登録者証及び７５歳以上登録者証に変更がないときは、交付を省略することができる。

２　前項の規定に関わらず、一般登録者証の交付を受けている者のうち、当該年度に７５歳に達する~~者~~ものには、７５歳以上登録者証を交付する。

（利用方法）

第９条　利用者は、乗車希望日の１週間前から乗車希望日の午後６時までに、事前に事業者に直接連絡し、希望乗車場所及び乗車時刻の予約をするものとする。

２　利用者は、かわみんタクシーの乗車時に一般登録者証及び７５歳以上登録者証を提示しなければならない。

（利用料金）

第１０条　利用者は、かわみんタクシーの１回の乗車につき、別表２に定める額を事業者に支払うものとする。

（町内利用の際の利用料金の特例）

第１１条　利用者のうち、別表３に定める利用料金の特例区分に該当する者は、前条の規定に関わらず、同表に定める利用料金で乗車することができる。

（利用予約の取消し）

第１２条　利用予約の取消しは、利用者が予約したかわみんタクシー車両が配車する前に事業者に連絡し、事業者の当該予約取消しの確認をもって成立するものとする。この場合において、利用予約を取消したことによる利用料金は生じないものとする。

（一般登録者証及び７５歳以上登録者証の譲渡等の禁止）

第１３条　利用者は、一般登録者証及び７５歳以上登録者証を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

（一般登録者証及び７５歳以上登録者証の再交付）

第１４条　利用者は、一般登録者証及び７５歳以上登録者証の管理を適切に行い、紛失し、破損し、又は汚損した場合は速やかに川島町かわみんタクシー~~運行~~登録者証再交付申請書（様式第４号）を提出しなければならない。

２　前項の申請があったときは、申請内容を審査し、申請理由が適当であると認めたときは、一般登録者証及び７５歳以上登録者証の再交付を決定し、利用者に再交付するものとする。

（一般登録者証及び７５歳以上登録者証の返還）

第１５条　利用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに一般登録者証及び７５歳以上登録者証を町長に返還しなければならない。

(1) 死亡したとき

(2) 町外に転出したとき

（登録の取り消し等）

第１６条　町長は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、かわみんタクシーの利用登録を取り消し、又は中止させることができる。

(1) この告示に違反したとき。

(2) 虚偽の申請により登録したとき。

(3) 適正と認められない利用をしたとき。

(4) 運行上支障があると認められるとき。

(5) その他、町長が不適当と認めたとき。

（その他）

第１７条　この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

この告示は、令和４年１月４日から施行する。

別表１（第４条関係）

町外病院名	住所
埼玉医科大学総合医療センター	埼玉県川越市鴨田１９８１番地
康正会総合クリニック	埼玉県川越市山田３７５番地１
康正会病院	埼玉県川越市山田３２０番地１
若葉病院	埼玉県坂戸市戸宮６０９番地
大谷整形外科病院	埼玉県東松山市下野本５１７番地
北里大学メディカルセンター	埼玉県北本市荒井６丁目１００番地
東松山市民病院	埼玉県東松山市松山２３９２番地
愛和病院	埼玉県川越市古谷上９８３番地１

別表２（第１０条関係）

利用区分	利用料金
町内全域での利用	７００円 ※メーター２，５００円以上は１，０００円
町内全域から町外病院（別表１）及び町外病院（別表１）から町内全域での利用	２，０００円 ※メーター５，０００円以上は３，０００円
町内全域から町外病院（別表１）及び町外病院（別表１）から町内全域での利用する者で、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳いずれか又は、運転免許経歴証明書の交付を受けている者	１，７００円 ※メーター５，０００円以上は２，７００円

別表３（第１１条関係）

利用料金の特例区分	利用料金
身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳のいずれかの交付を受けている者	５００円
運転免許経歴証明書の交付を受けている者	
７５歳以上登録者証の交付を受けている者	
民間路線バスを利用し、民間路線バスの町内停留所で乗降する者	
川島町役場で乗降する者	
川島町子育て支援総合センター「かわみんハウス」で乗降する者	

様式第１号（第７条関係）

川島町かわみんタクシー利用者登録申請書

申請日	年　　月　　日	該当箇所に〇をご記入ください	新規　・　変更	※事務局処理欄

①	ふりがな		生年月日	携帯電話（お持ちの方）
	氏　名		年　　月　　日	―　　―
②	ふりがな		生年月日	携帯電話（お持ちの方）
	氏　名		年　　月　　日	―　　―
③	ふりがな		生年月日	携帯電話（お持ちの方）
	氏　名		年　　月　　日	―　　―
④	ふりがな		生年月日	携帯電話（お持ちの方）
	氏　名		年　　月　　日	―　　―
⑤	ふりがな		生年月日	携帯電話（お持ちの方）
	氏　名		年　　月　　日	―　　―

■以下の注意事項をお読みいただき、同意された方のみご提出ください。
・利用者登録には時間がかかります。お早めにご登録ください。
・この申請書で同じ住所にお住まいの複数の方（ご家族など）を登録することができます。【１６歳以上】
　この場合は、登録されるご本人（ご家族など）に同意を得た上で申請書にご記入ください。
・ご記入いただいた内容は、かわみんタクシー（利用登録、予約受付、配車、運行、アンケート調査）に関して利用します。また、内容の一部はかわみんタクシーを運行する事業者に提供します。
・ご記入いただいた内容は、個人の特定につながる情報を除いたうえで、利用実態の分析等のために利用します。

私は、川島町かわみんタクシー利用者登録の申請にあたり。私及び私の世帯員に関する住民登録の状況について、住民基本台帳の閲覧及び調査することに同意します。

年　　月　　日

住　　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

電話番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
（お持ちの方は、ご自宅の固定電話番号）

氏　　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
（氏名は自署）

■提出方法
　□窓口　川島町役場　政策推進課（役場庁舎２階）
　□郵送　〒350-0192　川島町大字下八ツ林 870-1　川島町役場　政策推進課
　□FAX　川島町役場　政策推進課　049-297-6058
■問合せ先
　川島町役場　政策推進課　℡049-299-1752（直通）

受付日	登録処理	登録者証送付	
／	／	／	／

様式第２号（第７条関係）

かわみんタクシー登録者証

（表）

かわみんタクシー　登録者証

登録番号

氏　名　　様

（この登録者証はご本人のみ使用できます）

利用予約

（裏）

登録期限

運 休 日

利用時間

利用できる
町外病院

●ご利用の際は、この登録者証を必ず提示してください

●予約後、タクシーが出発してからのキャンセルは、料金がかかります。

お問合せ　川島町役場　政策推進課
℡049-299-1752

様式第３号（第７条関係）

かわみんタクシー７５歳以上登録者証

（表）

かわみんタクシー 75 登録者証

登録番号

氏　名　　様

（この登録者証はご本人のみ使用できます）

利用予約

（裏）

登録期限

運 休 日

利用時間

利用できる
町外病院

●ご利用の際は、この登録者証を必ず提示してください
●予約後、タクシーが出発してからのキャンセルは、料金がかか

お問合せ　川島町役場　政策推進課
℡049-299-1752

様式第４号（第１５条関係）

川島町かわみんタクシー登録者証再交付申請書

ふりがな	
氏　　名	
住　　所	
電話番号	―　　―
再交付申請の理由	□紛失　　□破損・汚損　　□その他

上記により、登録者証の再交付を申請します。

年　　月　　日

住　　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

電話番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（氏名は自署）

■提出方法
□窓口　川島町役場　政策推進課（役場庁舎２階）
□郵送　〒350-0192　川島町大字下八ツ林 870-1　川島町役場　政策推進課
□FAX　川島町役場　政策推進課　049-297-6058
■問合せ先
川島町役場　政策推進課　℡049-299-1752（直通）

受付日	登録処理	登録者証送付	
／	／	／	／